

個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書

- ※ 該当する□欄に、レ印を入れてください。
- ※ 必ず2部（うち1部は写し可）提出してください。

- (1) 私は個人事業者であり、現在、高知市において従業員等の個人住民税の特別徴収を実施し、滞納していないことを誓約します。
- (2) 高知市において、新たに特別徴収を行う旨の届出を行っており、今後、特別徴収を実施します。
- (3) 現在は、高知市内において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等がいません。もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。
- (4) 新規設立事業者のため、高知市から、今年度の特別徴収義務者として指定通知を受けていませんが、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

上記の（レ印を入れた）とおり、相違ありません。

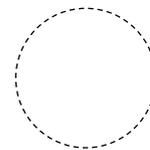
また、上記事項を確認するため高知市市民税課にこの書類を提供し、照会することを承諾します。

令和 年 月 日

- 高知市長 様
 - 高知市上下水道事業管理者 様
- ※ 申請先に必ずレ印を記入すること。

申請者 所在地又は住所
(フリガナ)
商号又は名称
(フリガナ)
代表者 職・氏名

(印)



<参考>

個人住民税の特別徴収は、雇い主が、従業員等に代わってその従業員等が納めるべき個人住民税を、所得税と同じように給与から天引きして市町村に納める制度です。ここで「従業員等」とは、一般の従業員だけでなく、事業所から所得税法上「給与所得」とみなされる役員報酬を得る役員や、青色事業専従者も含まれます。所得税法第183条の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある雇い主(源泉徴収義務者)は、地方税法第321条の3及び4、高知市税条例第44条及び第45条の規定により、原則として個人住民税の特別徴収義務者となります。